

一 般 質 問

令和 7 年 1 2 月 3 日
第 4 回 広尾町 議会 定例会

通告 順序	議席 番号	質 問 者
1	4	雄 谷 幸 裕
2	2	尾 矢 利 昭
3	1	齋 藤 弘 樹
4	6	松 田 健 司
5	1 0	前 崎 茂

通告順序1 質問者：雄谷 幸裕

1. フンベの滝を守るために

フンベの滝は広尾町の観光資源であり観光名所で、岩盤から地下水が直接噴き出している珍しい滝と言われているが、近年は水量が著しく少なくなっている。

今年のコンブ漁の時期である7月、8月では「噴き出す」という表現より「しみ出ている」という程度であった。

釧路市では、釧路湿原国立公園周辺での大規模太陽光発電所の乱立に歯止めをかけるため、出力10キロワット以上の事業用太陽光発電所の建設を規制する条例を10月1日付で施行している。

本町においても町内の各所で太陽光発電設備が建設・運転されており、「広尾町地球温暖化対策実行計画」では、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入・活用を推進する施策があるが、その計画本文には「導入にあたっては本町の恵まれた自然環境の保全も十分に考慮する」と明記されている。

温室効果ガス削減や土砂崩れ等災害の防止、水の浄化など、森林が持つ多くの機能によってフンベ地区やフンベの滝が守られて来た。

このことから、森林を伐採しての太陽光発電設備の建設を規制する条例が必要ではないか。

1. 集いの杜について

令和3（2021）年から、林業・木材業の振興を目的に森林環境譲与税を充当し始まった「集いの杜プロジェクト」だが、最近の活動内容やウェブサイトを見ると、本来の趣旨とずれているように思う。

本プロジェクトは、多くの人に来てもらい、木に触れてもらうことで次世代の林業従事者や木製品職人の育成を図るという担当課の説明があったが、令和6（2024）年度では来場者数約2,500名、木製品の売上高は約10万円という状況で、現在の活動からは本来の目的の成果が上がるとは思えない。

今後の在り方を含め次の点について伺う。

- (1) 「集いの杜プロジェクト」がスタートした経緯について、どのような会議のもと決定されたのか。また、どのような目標・目的を設定されたのか。
- (2) これまでの投資額と運営費、それに対する費用対効果から、どのように認識されているか。
- (3) 令和8（2026）年度以降、毎年3,870万円、約4,000万円近くの金額を投入していく計画だが、現状を踏まえ、本来の目的が達成されると認識されているか。また、各年度の事業評価の中で実績が伴わない場合は大幅な見直しや事業の廃止も視野に入れているのか。

通告順序3 質問者：斎藤 弘樹

1. 地域おこし協力隊の在り方について

広尾町では現在8名の地域おこし協力隊員が配置され、林業振興や高校魅力化、商工業振興、移住定住、酪農業の事業承継など、多岐にわたる地域課題の解決に取り組んでいる。

一方で、協力隊のミッション設定や行政との役割分担、任期後の定住に向けた支援などにおいて、以前として課題が残されていると考える。

地域おこし協力隊制度は、外部人材の知見や行動力を地域にもたらすうえで極めて重要であり、その活用方針や行政側の姿勢を明確にすることがまちづくりを進める上で必須と考える。

また、高校魅力化を担当する協力隊員が本年度で任期を迎える中、令和9（2027）年度から可能となる広尾高校の全国募集に向けて、前年の令和8（2026）年度から本格的な準備体制を構築する必要があるが、協力隊を引き続き活用し、全国募集に注力していく必要があると考える。

以上を踏まえ、次の2点について伺う。

（1）地域おこし協力隊の活用方針について

現在8名が活動している地域おこし協力隊について、これまでの成果をどのように評価しているか。

今後の配置方針として、重点分野、ミッション設定の考え方についてどのように考えているか。また、本年度で任期を迎える2名の協力隊員について、後継募集の必要性をどのように判断しているか。

（2）広尾高校の全国募集に向けた人材確保と行政の役割について

高校魅力化ミッションについて、令和9（2027）年度の全国募集に向け、前年の令和8（2026）年度からの準備期間に必要な人材配置の方針は。

全国募集へ向けて、行政としてどのような体制で準備を進めるのか、現時点での計画は。また、募集の広報や魅力化業務における協力隊と行政の役割分担について、どのように整理しているか。

通告順序4 質問者：松田 健司

1. こどもの居場所づくりについて

近年、増加傾向にある不登校や引きこもり、孤独や貧困虐待などのこどもを取り巻く複合的な課題への対処として、家庭や学校以外の環境で安心して過ごせる居場所の必要性が高まっている。

全国の児童数を分母としたときの不登校の割合は、小中学生児童100人あたり約4人となっており、本町の児童数324人に当てはめると約13人潜在していると認識している。そこでこれらの背景やデータから次の2点について伺う。

(1) 本町における不登校児童数

(2) 家庭や学校以外で安心して過ごせる第3の居場所としての「こどもの居場所づくり」に関する考えや取組について

1. コミバスの早期運行開始について

昨年の6月定例会において、高齢者や障がい者など交通弱者の足を確保するコミュニティ（地域内循環型）バス等の導入について提起し、今年度の町政執行方針に買物などの移動の困難な町民に新たな交通手段を検討するための「広尾町公共交通会議」を設置する方針が示された。

本年6月には同会議を開催し、町民からの意見を募るワークショップや専門部会等で協議を進めているが、現在の進捗状況はどのようになっているか。

大樹町では、コミバスの実証試験を経て、令和4（2022）年度から本格運行しており、加えて本年4月から農村地域のライドシェアの実証運行を開始し、利用状況を分析し今後の導入を検討するとしている。一方、本町は本年9月に本通6丁目の食品スーパーが閉店したことにより、車のない高齢者の方は日々の買い物に苦勞しており、一日も早い公共交通の確保を切望している。

このことから、同会議の計画を経て、実証運行の計画などスピード感を持って推進し、早期導入を目指すことが求められるが。

2. 都市計画税の課税見直しについて

十勝管内18町村で都市計画税を課税しているのは本町と芽室町の2町となっている。

本町の都市計画税条例第2条に「都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、区域内に住所を有する土地及び家屋の所有者に課する」とある。また、同条例は町村の中心市街地を含む一体の都市として総合的に整備・開発し、保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するとしている。従って、同税は区域内に課税する目的税としている。

以前、同税を課税していた池田町でも「市街地の道路や下水道などの都市計画事業等の費用に使われる目的税として課税し、また貴重な財源として重要だと議会で答弁をしてきた。しかし、整備後は都市計画法の事業目的から乖離しているとしてその後廃止をしている。

本町においても都市計画法の本旨から見直すべきと思うが。